

議案第37号

大網白里市道路占用料等条例の制定について
大網白里市道路占用料等条例を次のように制定する。

平成31年2月25日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市道路占用料等条例

大網白里市道路占用条例（昭和35年条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項（法第91条第2項で準用する場合を含む。）の規定による占用料の額及び徴収方法並びに法第73条第2項（法第91条第2項及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第25条で準用する場合を含む。）の規定による手数料及び延滞金の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

（占用料の額）

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。

（占用料の徴収方法）

第3条 占用料は、占用の許可の際に納入通知書により徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を当該年度の初めに徴収する。

（占用料の還付）

第4条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、市長が法第71条第2項（法第91条第2項で準用する場合を含む。）の規定により占用の許可を取り消した場合において、既に納付した占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消の日までの期間につき算定した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は還付する。

（占用料の減免）

第5条 市長は、占用物件が次の各号に該当する場合には、申請により占用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は県の事業により占用するとき。
- (2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- (5) 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
（督促手数料及び延滞金の額等）

第6条 市長は、法第73条第1項（法第91条第2項及び電線共同溝整備法第25条で準用する場合を含む。）の規定により、納付すべき占用料又は負担金を納付しない者に対して督促をしたときは、当該者から督促手数料及び延滞金（以下「督促手数料等」という。）を徴収する。

- 2 督促手数料の額は、督促状の郵送に要した金額とする。
- 3 延滞金の額は、納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき占用料等の額に年14.5パーセント（当該納付すべき期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が100円未満であるときは徴収しない。
- 4 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 5 市長は、納付すべき期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、督促手数料等を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大網白里市道路占用料等条例の規定は、施行日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第6条第3項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントに満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

(大網白里市下水道条例の一部改正)

- 4 大網白里市下水道条例（平成2年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「大網白里市道路占用条例（昭和35年条例第14号）」を「大網白里市道路占用料等条例（平成31年条例第 号）」に改める。

(大網白里市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正後の大網白里市下水道条例の規定は、施行日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

(大網白里市行政財産目的外使用料条例の一部改正)

- 6 大網白里市行政財産目的外使用料条例（平成16年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「大網白里市道路占用条例（昭和35年条例第14号）」を「大網白里市道路占用料等条例（平成31年条例第 号）」に、「占用物件の種別」を「占用物件」に改める。

(大網白里市行政財産目的外使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 前項の規定による改正後の大網白里市行政財産目的外使用料条例の規定は、施行日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前に徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

別表（第2条）

占用物件		単位	占用料の額	
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき	670円	
	第2種電柱	1年	1,000円	
	第3種電柱		1,300円	
	第1種電話柱		590円	
	第2種電話柱		950円	
	第3種電話柱		1,300円	
	その他の柱類		59円	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき	5円
	地下に設ける電線その他の線類		1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	580円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	350円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,100円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		500円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	1,600円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	300円	

			ルにつき 1 年	
法第 3 2 条 第 1 項 第 2 号に掲げる 物件	外径が 0. 0 7メートル未 満のもの		長さ 1 メー トルにつき 1 年	2 5 円
	外径が 0. 0 7メートル以 上 0. 1メートル未満のも の			3 5 円
	外径が 0. 1メートル以上 0. 1 5メートル未満のも の			5 3 円
	外径が 0. 1 5メートル以 上 0. 2メートル未満のも の			7 1 円
	外径が 0. 2メートル以上 0. 3メートル未満のもの			1 0 0 円
	外径が 0. 3メートル以上 0. 4メートル未満のもの			1 4 0 円
	外径が 0. 4メートル以上 0. 7メートル未満のもの			2 5 0 円
	外径が 0. 7メートル以上 1メートル未満のもの			3 5 0 円
	外径が 1メートル以上のも の			7 1 0 円
法第 3 2 条第 1 項 第 3 号及び第 4 号に掲 げる施設			占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	1, 1 0 0 円
法第 3 2 条 第 1 項 第 5 号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が 1 の もの	年	Aに 0. 0 0 5 を乗じて 得た額
		階数が 2 の		Aに 0. 0 0

		もの		8 を乗じて 得た額
		階数が 3 以 上のもの		A に 0.01 を乗じて得 た額
	上空に設ける通路			820円
	地下に設ける通路			490円
	その他のもの			1,100円
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メート ルにつき 1 日	16円
	その他のもの		占用面積 1 平方メート ルにつき 1 月	160円
道路法施行 令(昭和27 年政令第4 79号。以下 「政令」とい う。)第7条 第1号に掲 げる物件	看板(アーチ であるもの を除く。)	一時的に設 けるもの	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 月	160円
		その他のも の	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	1,600円
	標識		1本につき 1年	950円
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催し に際し、一時	1本につき 1日	16円

		的に設けるもの		
		その他のもの	1本につき 1月	160円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	160円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	160円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	1,600円
		その他のもの		820円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	160円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				110円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額

	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	Aに0.005を乗じて得た額
	階数が1のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	階数が2のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	Aに0.034を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条第11号に	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額

掲げる応急 仮設建築物	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて 得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて 得た額
政令第7条 第13号に 掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて 得た額

備考

- 1 占用料の額が1件100円未満の場合は、100円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項

において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 9 消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第8条の規定により課税される占用料の額は、この表により計算した額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。